

大阪広域環境施設組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例

平成27年2月20日条例第33号

最終改正：令和7年3月31日条例第4号

(目的)

第1条 大阪広域環境施設組合管理者及び副管理者(以下「管理者等」という。)の報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

(報酬)

第2条 管理者等に対する報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第3条 管理者等が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例(令和7年条例第4号)の定めるところにより旅費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、管理者等が職務を行うために要した経費は、その実費を弁償することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年2月2日から適用する。

附 則(令和元年7月23日条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日条例第4号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。